

内閣府男女共同参画局配布資料
「配偶者暴力防止法の概要(チャート)」

配偶者暴力防止法の概要（チャート）

被害者

保護命令の申立て

- ・被害者の配偶者からの身体に対する暴力
- ・被害者の配偶者からの生命等に対する脅迫

* 配偶者暴力相談支援センター・警察への相談等がない場合、公証人面前宣誓供述書を添付

地方裁判所

地裁の請求に基づく書面提出等

保護命令発令の通知

* 配偶者暴力相談支援センターへの通知は、センターへの相談等があった場合のみ

保護命令

- 被害者への接近禁止命令
 - 子への接近禁止命令
 - 親族等への接近禁止命令
 - 電話等禁止命令
 - 退去命令（2か月）
- （6か月）

発令

相手方

申立人の配偶者・元配偶者（事実婚を含む。）、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手

保護命令違反に対する罰則

1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

国や地方公共団体は・・・

- 主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣）による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定（市町村については努力義務）

相談
援助
相
援
保

警察

- 暴力の防止
- 被害者の保護
- 被害発生防止のために必要な措置・援助

連携

配偶者暴力相談支援センター

- 相談又は相談機関の紹介
- カウンセリング
- 緊急時における安全の確保
- 一時保護（婦人相談所）
- 自立支援・保護命令利用・シェルターの利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助

委託

連携

福祉事務所

- 自立支援等
- 母子生活支援施設への入所、保育所への入所、生活保護の対応、児童扶養手当の認定等

連携

民間団体

情報提供努力義務

国民
（医師等）

- ① 発見した者による通報の努力義務
- ② 医師等は通報することができる（被害者の意思を尊重するよう努める）

厚生労働大臣が定める基準を満たす者
（民間シェルター・母子生活支援施設等）